（業務規程の記載事項等）

**第十条の三**　［略］

2　［略］

一　前項第六号に規定する措置が適切であると判断をした理由を記載した書類その他当該判断の際に必要となつた事項（法第二十条の三第十項前段に規定する措置（第十四条の十三において「試行的受信措置」という。）を講ずる場合における当該措置に関する事項を含む。）を記載した一切の書類

［二　略］

［3　略］

（配信用設備の適用の範囲）

**第十四条の二**　法第二十条の三第一項の基準のうち技術基準（同条第二項第一号に係るものに限る。）は、次条から第十四条の六までに定めるところによる。

（配信用設備の範囲）

**第十四条の三**　法第二十条の三第一項の総務省令で定める設備（以下「配信用設備」という。）は、次の各号に掲げるものとする。ただし、協会以外の配信の業務を行う者がその配信の業務のために運用する設備を除く。

一　配信基盤（法第二十条第一項第三号の配信及び同項第四号の配信における放送番組を構成する映像、音声及びデータ並びに番組関連情報（法第二条第三十二号に規定する番組関連情報をいう。以下同じ。）を取得し、調整し、及び保存するとともに、公衆又は第三号に規定する配信番組等伝送網からの求めに応じて映像、音声及びデータ並びに番組関連情報を送出する設備をいう。次号及び第三号において同じ。）

二　配信番組等中継回線（番組送出設備から配信基盤まで映像、音声及びデータ並びに番組関連情報を伝送する電気通信設備、配信基盤から次号に規定する配信番組等伝送網まで映像、音声及びデータ並びに番組関連情報を伝送する電気通信設備又は配信基盤間に設置する電気通信設備をいい、インターネットを利用してこれらを伝送するものを除く。）

三　配信番組等伝送網（配信基盤から送出された放送番組又は番組関連情報を配信を求める公衆の通信端末機器へ効率的に配信する設備をいう。）

四　認証設備（配信を求める公衆の受信契約の有無その他配信の利用に必要な情報及び権限等を確認する設備をいう。）

（配信用設備のアクセス集中対策）

**第十四条の四**　協会が設置する配信用設備は、アクセス集中（特定の配信用設備に対し通信が集中することをいう。第十四条の六第三号において同じ。）が発生した場合に、これを検出し、継続的かつ安定的な配信を維持する機能を有するものでなければならない。

（準用規定）

**第十四条の五**　第百四条、第百五条第一項、第百六条から第百九条まで、第百十一条、第百十三条、第百十四条及び第百十五条の二の規定は、協会が設置する配信用設備について準用する。この場合において、これらの規定中「放送の業務」とあるのは「必要的配信業務」と、第百四条中「番組送出設備、中継回線設備（送信空中線系及び受信空中線系を除く。）、地球局設備（送信空中線系を除く。）及び放送局の送信設備（送信空中線系を除く。）の機器」とあるのは「協会が設置する配信用設備」と、「放送を」とあるのは「必要的配信を」と、第百五条第一項中「番組送出設備、中継回線設備、地球局設備及び放送局の送信設備（以下この款において「放送設備」という。）」とあるのは「協会が設置する配信用設備」と、第百八条中「第百四条」とあるのは「第十四条の五において準用する第百四条」と読み替えるものとする。

（業務規程の記載事項等）

**第十条の三**　［同上］

2　［同上］

一　前項第六号に規定する措置が適切であると判断をした理由を記載した書類その他当該判断の際に必要となつた事項（法第二十条の三第十項前段に規定する措置（第十四条の二において「試行的受信措置」という。）を講ずる場合における当該措置に関する事項を含む。）を記載した一切の書類

［二　同上］

［3　同上］

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］